

(平成22年2月10日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岡山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
厚生年金関係	30 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	8 件
厚生年金関係	8 件

岡山厚生年金 事案 712

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月23日から23年5月21日まで
A事業所に勤務した申立期間については、脱退手当金が支給された記録となっているが、私は同事業所を退職してすぐに船員として勤務していたため、脱退手当金の請求手続も受給もできなかった。脱退手当金を受給していないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所は脱退手当金の代理請求を行っていなかったと回答している上、申立人が勤務していた同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した昭和23年5月21日の前後2年以内に同資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす28人のうち脱退手当金を受給した者は一人(女性)のみで、その受給者は資格喪失日から約12年後に脱退手当金が支給されていることから、同事業所では、事業主が従業員からの委任を受け、代理請求を行っていたとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金が支給されるとされるころも継続して働く意思を有しており、脱退手当金を受給するはずがないと申し立てしているところ、申立期間に係る事業所を退職した数日後に別の事業所に再就職し、その後勤務した事業所において船員保険及び厚生年金保険に加入していることを踏まえ、申立期間に係る事業所を退職した後も引き続き就職する意思を有していたものと認められ、脱退手当金を請求する意思を有していたとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

岡山厚生年金 事案 713～738(別添一覧表参照)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA事業所における<申立期間(賞与支給日)>(別添一覧表参照)の標準賞与額の記録を<訂正後標準賞与額>(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間： <申立期間(賞与支給日)>(別添一覧表参照)

A事業所から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、この賞与に係る記録が無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している賞与の支給及び厚生年金保険料等の控除に関する資料(給与項目一覧表)から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、控除された厚生年金保険料額に見合

う標準賞与額から、＜申立期間(賞与支給日)＞(別添一覧表参照)における標準賞与額に係る記録を＜訂正後標準賞与額＞(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 26 件 (別添一覧表参照)

別添一覧表

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
713			女	昭和58年生		平成18年12月30日	4万9,000円
714			女	昭和34年生		平成16年3月31日	15万5,000円
						平成16年6月30日	57万円
						平成16年12月30日	74万円
						平成17年3月31日	15万3,000円
						平成17年6月30日	57万8,000円
						平成17年12月29日	76万3,000円
						平成18年3月31日	15万9,000円
						平成18年6月30日	57万8,000円
						平成18年12月30日	75万2,000円
715			女	昭和56年生		平成16年6月30日	7万6,000円
						平成16年12月30日	15万6,000円
						平成17年3月31日	7万3,000円
						平成17年6月30日	17万6,000円
						平成17年12月29日	17万6,000円
						平成18年3月31日	7万9,000円
						平成18年6月30日	20万2,000円
						平成18年12月30日	19万7,000円
716			女	昭和49年生		平成16年3月31日	7万6,000円
						平成16年6月30日	17万1,000円
						平成16年12月30日	16万6,000円
						平成17年3月31日	7万5,000円
						平成17年6月30日	17万3,000円
						平成17年12月29日	18万円
						平成18年3月31日	7万8,000円
						平成18年6月30日	20万6,000円
						平成18年12月30日	16万1,000円
717			女	昭和42年生		平成16年3月31日	11万8,000円
						平成16年6月30日	38万5,000円
						平成16年12月30日	50万円
						平成17年3月31日	10万4,000円
						平成17年6月30日	39万1,000円
						平成17年12月29日	52万1,000円
						平成18年3月31日	10万4,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
						平成18年6月30日	39万1,000円
						平成18年12月30日	49万9,000円
718			女	昭和31年生		平成16年3月31日	11万円
						平成16年6月30日	40万3,000円
						平成16年12月30日	51万円
						平成17年3月31日	10万9,000円
						平成17年6月30日	40万8,000円
						平成17年12月29日	54万5,000円
						平成18年3月31日	11万2,000円
						平成18年6月30日	40万8,000円
						平成18年12月30日	53万1,000円
719			男	昭和56年生		平成16年6月30日	7万1,000円
						平成16年12月30日	14万7,000円
						平成17年3月31日	6万8,000円
						平成17年6月30日	15万6,000円
						平成17年12月29日	15万6,000円
						平成18年3月31日	7万円
						平成18年6月30日	17万8,000円
						平成18年12月30日	17万3,000円
720			男	昭和50年生		平成16年3月31日	12万1,000円
						平成16年6月30日	39万4,000円
						平成16年12月30日	51万2,000円
						平成17年3月31日	10万6,000円
						平成17年6月30日	40万円
						平成17年12月29日	53万3,000円
						平成18年3月31日	11万円
						平成18年6月30日	40万円
						平成18年12月30日	52万円
721			女	昭和39年生		平成17年12月29日	50万8,000円
						平成18年3月31日	11万7,000円
						平成18年6月30日	44万円
						平成18年12月30日	57万2,000円
722			女	昭和30年生		平成16年3月31日	7万8,000円
						平成16年6月30日	17万4,000円
						平成16年12月30日	16万4,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
						平成17年3月31日	5万3,000円
						平成17年6月30日	17万6,000円
						平成17年12月29日	16万6,000円
						平成18年3月31日	6万6,000円
						平成18年6月30日	20万円
						平成18年12月30日	15万6,000円
723			女	昭和43年生		平成17年6月30日	16万5,000円
						平成17年12月29日	17万2,000円
						平成18年3月31日	6万8,000円
						平成18年6月30日	20万7,000円
						平成18年12月30日	20万2,000円
724			女	昭和37年生		平成16年3月31日	7万8,000円
						平成16年6月30日	17万4,000円
						平成16年12月30日	16万円
						平成17年3月31日	6万9,000円
						平成17年6月30日	17万6,000円
						平成17年12月29日	16万6,000円
						平成18年3月31日	6万6,000円
						平成18年6月30日	20万円
						平成18年12月30日	15万6,000円
725			男	昭和41年生		平成16年3月31日	12万5,000円
						平成16年6月30日	46万3,000円
						平成16年12月30日	60万1,000円
						平成17年3月31日	12万4,000円
						平成17年6月30日	47万1,000円
						平成17年12月29日	62万9,000円
						平成18年3月31日	12万8,000円
						平成18年6月30日	47万1,000円
						平成18年12月30日	60万6,000円
726			女	昭和37年生		平成17年12月29日	2万9,000円
						平成18年3月31日	7万9,000円
						平成18年6月30日	20万9,000円
						平成18年12月30日	20万円
727			女	昭和43年生		平成17年12月29日	18万円
						平成18年3月31日	7万8,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
						平成18年6月30日	20万6,000円
						平成18年12月30日	15万9,000円
728			男	昭和51年生		平成18年12月30日	12万1,000円
729			男	昭和44年生		平成16年12月30日	8万2,000円
						平成17年3月31日	11万5,000円
						平成17年6月30日	43万4,000円
						平成17年12月29日	57万8,000円
						平成18年3月31日	11万5,000円
						平成18年6月30日	43万4,000円
						平成18年12月30日	56万4,000円
730			女	昭和40年生		平成18年12月30日	8万8,000円
731			女	昭和54年生		平成16年3月31日	8万9,000円
						平成16年6月30日	32万8,000円
						平成16年12月30日	42万5,000円
						平成17年3月31日	8万8,000円
						平成17年6月30日	33万4,000円
						平成17年12月29日	44万5,000円
						平成18年3月31日	9万1,000円
						平成18年6月30日	33万4,000円
						平成18年12月30日	43万4,000円
732			女	昭和50年生		平成18年6月30日	2万6,000円
						平成18年12月30日	19万7,000円
733			男	昭和51年生		平成16年3月31日	7万8,000円
						平成16年6月30日	17万6,000円
						平成16年12月30日	17万1,000円
						平成17年3月31日	7万7,000円
						平成17年6月30日	18万2,000円
						平成17年12月29日	42万5,000円
						平成18年3月31日	8万6,000円
						平成18年6月30日	31万9,000円
						平成18年12月30日	41万4,000円
734			女	昭和31年生		平成17年3月31日	3万8,000円
						平成17年6月30日	48万9,000円
						平成17年12月29日	64万5,000円
						平成18年3月31日	13万4,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
						平成18年6月30日	48万9,000円
						平成18年12月30日	63万1,000円
735			女	昭和47年生		平成16年3月31日	10万円
						平成16年6月30日	36万5,000円
						平成16年12月30日	47万4,000円
						平成17年3月31日	9万8,000円
						平成17年6月30日	36万9,000円
						平成17年12月29日	49万3,000円
						平成18年3月31日	10万1,000円
						平成18年6月30日	36万9,000円
						平成18年12月30日	47万7,000円
736			男	昭和52年生		平成16年6月30日	7万6,000円
						平成16年12月30日	42万7,000円
						平成17年3月31日	8万8,000円
						平成17年6月30日	33万4,000円
						平成17年12月29日	47万5,000円
						平成18年3月31日	9万1,000円
						平成18年6月30日	34万6,000円
						平成18年12月30日	45万円
737			女	昭和45年生		平成16年3月31日	12万円
						平成16年6月30日	44万1,000円
						平成16年12月30日	59万7,000円
						平成17年3月31日	11万8,000円
						平成17年6月30日	44万8,000円
						平成17年12月29日	59万8,000円
						平成18年3月31日	11万9,000円
						平成18年6月30日	44万8,000円
						平成18年12月30日	58万3,000円
738			女	昭和46年生		平成16年3月31日	12万7,000円
						平成16年6月30日	52万1,000円
						平成16年12月30日	66万円
						平成17年3月31日	12万7,000円
						平成17年6月30日	53万3,000円
						平成17年12月29日	64万4,000円
						平成18年3月31日	15万3,000円

事案番号	基礎年金番号	氏名	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	標準賞与額
						平成18年6月30日	50万2,000円
						平成18年12月30日	65万3,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日（昭和34年5月14日）及び資格取得日（昭和35年9月1日）の記録を取り消し、当該期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月19日から同年12月1日
② 昭和34年5月14日から35年9月1日

昭和32年7月1日から41年2月22日まで継続してA事業所に勤務し、B部門でCの仕事に就いていたが、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録では、申立人は、A事業所において昭和33年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、34年5月14日に同資格を喪失した後、35年9月1日に同事業所において、再度、同資格を取得しており、34年5月から35年8月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、同僚の証言及び雇用保険の加入記録から、申立人が昭和33年9月1日から41年2月21日までA事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立期間当時、A事業所の人事担当者であった者は、「申立人は、申立期間において継続して勤務しており、継続して勤務している従業員については、いったん、厚生年金保険料の控除を開始すれば、途中で保険料控除を止めるようなことはなく、継続して保険料を控除していた。」旨を証言している。

さらに、申立人の当時の同僚は、「申立人は、申立期間②において継続して勤務しており、厚生年金保険料が控除されていたと思う。」と証言し

ており、当該同僚についても、申立期間において厚生年金保険の記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、A事業所における申立人の申立期間②前後の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届及び取得届が提出されていないにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が、社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和34年5月から35年8月までの保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間①前後の昭和30年8月1日から35年11月までにA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得している者のうち、同資格が勤務期間の途中で喪失している者が44人おり、このうち申立期間①とほぼ同時期に資格喪失している者10人のうち事情を聴取することができた申立人の同僚は、「途中で資格喪失している期間は、造船不況により一時的に解雇された期間であった。」旨を証言している。

また、A事業所は、既に解散しており、当時の役員とは連絡がとれず、当時の申立人の厚生年金保険の加入状況を確認できない。

さらに、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 742

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年12月1日から50年2月10日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を49年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年11月1日から50年2月10日まで

昭和49年8月から51年7月までA事業所に勤務していたが、厚生年金保険には50年2月から加入したことになる。給与明細書から厚生年金保険料が控除されていることが分かるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書及び申立人の同僚の証言から、申立人が申立期間のうち、昭和49年12月1日から50年2月10日までについては、A事業所に勤務し、昭和49年12月及び50年1月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和49年12月及び50年1月の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和49年12月及び50年1月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の所在が不明であり、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が

無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和 49 年 11 月 1 日から 12 月 1 日までは、同期間の前の給与明細書から勤務の実態は推認できるが、同期間の給与明細書は無く、A 事業所も既に解散し、事業主の所在も分からないことから、申立てに係る事実を確認できる資料も無く、申立期間当時の社会保険事務の担当者等からも申立人の当該期間における保険料の控除を推認できる証言は得られなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和 49 年 11 月に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成元年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年9月30日から同年10月1日まで

A事業所に平成元年4月1日から同年9月30日まで勤務し、同年9月分の給与明細書に厚生年金保険料が控除されていることが記載されているのに、同年9月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

平成元年9月分の給与明細書、雇用保険の記録、A事業所が保管している退職給付金決定通知書及び申立人の退職届から、申立人が平成元年9月30日まで同事業所に勤務し、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係るA事業所における平成元年8月のオンライン記録及び給与明細書に記録されている保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を平成元年10月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年9月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

岡山厚生年金 事案 740

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月 10 日から同年 12 月 11 日まで

昭和 61 年 4 月 10 日から平成元年 4 月 11 日まで、A事業所において午前中はBとして、午後はCとして勤務していた。身分は準正社員（パート職員）であったが、面接時にDの有資格者は原則として社会保険に加入させると人事担当者から聞いて就職したので、申立期間が厚生年金保険の未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の証言及び雇用保険の記録から、申立人が昭和 61 年 4 月 10 日から平成元年 4 月 11 日までA事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、申立人は、A事業所に就職した当初はパートとしてBの業務とCをしていたと供述しているところ、申立人の当時の同僚（複数）は、申立人は、Bの担当で、Cを担当するようになったのは就職後しばらくしてからであった旨を証言しており、申立人を、就職当初は、厚生年金保険の被保険者とする必要がなかった短時間の就労者であったと推測できる。

また、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を給与から控除されていた記憶がなく、申立人の同僚等からも申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について具体的な証言が得られない上、A事業所を引き継いだE事業所の社会保険事務の担当者は、申立人に係る関係資料は保存されておらず、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入状況、保険料控除の事実は不明である旨を回答している。

さらに、申立人は、昭和 61 年 12 月から平成元年 4 月までA事業所に係る厚生年金基金及び健康保険に加入しており、この加入記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業

主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 5 月 1 日から 13 年 4 月 1 日まで

A事業所における標準報酬月額が平成 8 年 5 月にそれまでの 47 万円から 17 万円に下げられ、それから同事業所を退職する 13 年 3 月までの間 17 万円と記録されているが、申立期間中の給与は下がった記憶がないので、納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の事業主は、申立期間当時の賃金台帳等は保管していないと回答している上、申立人も申立期間の給与額及び保険料控除額を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を推認できない。

また、オンライン記録から、申立人の申立期間の標準報酬月額は、平成 8 年 5 月の随時改定により 47 万円から 17 万円に引き下げられ、8 年 10 月、9 年 10 月、10 年 10 月、11 年 10 月及び 12 年 10 月の定時決定においても 17 万円であることが確認でき、その後、定時決定による標準報酬月額がさかのぼって引き下げられているなどの不自然な点は見当たらない。

さらに、事業主は、「申立人が、A事業所の経理業務及び社会保険事務を行っていた。」と証言している上、複数の同僚は、「社長は、他の会社で仕事をしており、申立人がA事業所の経理及び社会保険事務を担当していたので、標準報酬月額が下がっていることを知らないことはないと思う。」と証言している。

加えて、A事業所に係る滞納処分票の記録から、申立人は経理担当者として、当時滞納していた社会保険料について社会保険事務所(当時)の職員と交渉し、平成 8 年 5 月に従業員の標準報酬月額を減額することについて応答していること及び平成 10 年度の標準報酬月額に係る届出を申立人自身が社会保険事務所に持参したことが確認できること等を踏まえると、申立人は、申

立てに係る事業所において社会保険事務手続に関与し、申立期間の標準報酬月額が減額について承知していたと推認できる。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 2 月 25 日から 63 年 4 月 1 日まで
昭和 55 年から平成 2 年 6 月まで A 事業所に継続して勤務していたにもかかわらず、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無いが、同期間の厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について、A 事業所に勤務していたことは、同僚の証言から推認できる。

しかしながら、A 事業所は昭和 61 年 2 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は、同月 25 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同日に健康保険の任意継続被保険者になっていることが確認でき、申立人とほぼ同時期に同資格を喪失した同僚等 7 人も申立人と同様に、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日と同日に健康保険の任意継続被保険者になっていることが確認できる。

また、この同僚のうち二人は、「不景気のため、厚生年金保険と健康保険から脱退し、健康保険の任意継続被保険者資格の取得手続を取ることにについて説明があり、その後、給料から厚生年金保険料は控除されなくなった。」旨証言している。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 745

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 1 月 1 日から 40 年 12 月 25 日まで
昭和 32 年 1 月 21 日にA事業所に就職し、40 年 12 月 25 日まで勤務したが、34 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した記録となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できるが、勤務期間を特定するまでの証言は得られなかった。

また、申立人が名前を挙げた同僚は、「申立人の退職した時期は覚えていない。」と述べている上、厚生年金保険料の控除等について具体的な証言は得られなかった。

さらに、昭和 34 年 4 月 1 日にA事業所において厚生年金保険の被保険者資格を取得した者（二人）は、「申立人と一緒に勤務したことはない。」と証言している。

加えて、A事業所の事業主の配偶者は、「事業所は既に解散し、事業主も亡くなっており、当時の資料も保管しておらず、申立人の勤務期間、保険料控除の事実については不明である。」と証言している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 746

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月1日から同年6月1日まで
昭和50年ごろ、A事業所B店に就職し、56年7月までC部門で勤務した。昭和56年5月及び同年6月の給与明細書には、厚生年金保険料が控除されていることが記載されているので、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和53年1月から56年7月までの給与明細書から、申立人が申立期間において、A事業所B店に勤務し、53年9月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、厚生年金保険料は同年10月の給与から控除が始まっていることから、同事業所は厚生年金保険料を勤務した月の翌月に控除していたことが推認できる。

しかしながら、昭和56年7月の給与明細書から、同年5月及び6月に控除された同年4月及び5月の厚生年金保険料及び健康保険料が申立人に返還されていることが確認できる。

また、申立人は、「昭和56年4月に、準社員からパートに身分が変更となり、パートのまま退職した。パートの身分であった期間は、厚生年金保険に加入しておらず、国民年金に任意加入したと思う。」と供述しているところ、申立人が昭和56年5月16日に国民年金に加入し、同月の保険料を納付していることが確認できる。

さらに、同事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立人は昭和56年4月1日に被保険者資格を喪失し、同月6日に健康保険被保険者証を返納していることが確認できる。

加えて、申立人の夫が加入していたD健康保険組合の記録から、申立人は昭和56年4月1日に夫の健康保険の被扶養者になっていることが確認でき

る。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 25 日から 46 年 12 月 12 日まで
② 昭和 47 年 4 月 2 日から同年 5 月 16 日まで
③ 昭和 47 年 6 月 29 日から 48 年 4 月 8 日まで
④ 昭和 48 年 6 月 26 日から 49 年 7 月 31 日まで

社会保険事務所（当時）で自分の年金記録を調べたところ、4つの事業所に勤務した申立期間について、脱退手当金を受給したことになっていた。

申立期間当時は、厚生年金保険の制度について知らなかったし、脱退手当金を請求した記憶も受け取った記憶もないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票に脱退手当金の支給を示す「脱」の表示があるとともに、申立期間に係る脱退手当金については、支給金額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約4か月後の昭和49年11月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記号番号は、同一の番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後については、同記号番号とは別の記号番号が付番されており、このことは、申立てに係る脱退手当金が支給されたため、記号番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても、脱退手当金を受給した記憶がないというほかにこれを受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 5 月 21 日から 23 年 2 月 1 日まで
② 昭和 24 年 5 月 1 日から 25 年 6 月 2 日まで
③ 昭和 27 年 9 月 1 日から 30 年 12 月 1 日まで

昭和 22 年 5 月から 30 年 12 月まで、A 事業所に継続して勤務しているの
で申立期間①、②及び③について、厚生年金保険の加入記録が無いのは納
得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 A 事業所は昭和 23 年 2 月 1 日に初めて厚生年金保険の適用事業所となっ
ており、申立期間①については、同事業所は適用事業所ではなかったこと
が確認できる。

また、「時期は特定できないが申立人と一緒に勤務していた。」と証言
している同僚を含む A 事業所において厚生年金保険の加入記録のある者
(11 人) は、申立人と同様に、昭和 23 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険
者資格を取得している記録が確認できる。

さらに、申立期間①当時から A 事業所に勤務していた者からは、申立人
の申立期間①に係る保険料控除の事実について具体的な証言が得られなか
った。

2 申立人の長男は、「父は、昭和 24 年ごろに B 事業所に引き抜かれ、同事
業所に勤務していたが、その後、A 事業所に再就職したことがあると聞い
ている。申立期間②当時は、B 事業所で勤務していたことも考えられ
る。」と証言しており、申立人は申立期間②において、申立てに係る事業
所とは異なる事業所で勤務していたことが推認できる。

また、申立期間②当時、A 事業所で勤務していた者からは、申立人の勤
務実態及び保険料控除の事実について具体的な証言が得られなかった。

3 A 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間③に

係る加入記録のある申立人の同僚は、「私は昭和 25 年から勤務していたが、申立人とは最初の 1 年間ないし 2 年間くらい一緒に勤務した。」と証言している者や「申立人のことを知らない。」と証言している者もあり、申立人の勤務の実態が明らかでない上、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料控除の事実について具体的な証言は得られなかった。

- 4 A事業所は、平成 2 年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主及び役員とも連絡がとれず、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の加入、保険料の控除について確認できない。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

岡山厚生年金 事案 749

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年1月から同年9月まで
② 平成2年12月から3年10月まで
③ 平成3年11月19日から同年同月30日まで

申立期間①においてはA事業所に、申立期間②においてはB事業所に、また、申立期間③においてはC事業所に勤務し、いずれの事業所においても厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 A事業所の事業主は、「申立人は、申立期間①のうち、昭和49年2月から同年6月まで勤務したが、この期間については、パート勤務であったため、厚生年金保険に加入させていない。」と証言している。

また、同事業所が保管している昭和49年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳から、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

2 B事業所の事業主は、「申立人が当事業所に勤務していたのは、申立期間②当時ではなく、平成8年4月26日から9年8月4日までである。しかし、申立人は平成8年当時、既に65歳に達していたので、厚生年金保険に加入させなかった。」旨証言している上、申立人が申立期間②当時一緒に勤務していたとする同僚が勤務していた期間は、平成6年3月から同年9月までの期間及び7年6月から現在までの期間であることが確認でき、申立人は、同事業所に勤務していた期間を誤認している可能性がある。

3 雇用保険の加入記録及びC事業所の回答から、申立人は平成3年11月19日から同年同月29日まで同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C事業所の事業主は、「申立人は、申立期間③中は短時

間労働者として勤務しており、このような勤務形態の者は厚生年金保険に加入させていなかった。」と証言しており、申立人は同事業所において厚生年金保険に加入していなかったことがうかがえる。

- 4 申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。